

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年6月12日

京都市監査委員	津田大三
同	中野洋一
同	鶴谷隆
同	光田周史

京都市監査委員規程第1号

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「及び代決」を「並びにその職務を代理する者が行う代決」に改める。

第3条第5号中「所属課長」を「次長」に改め、同条第8号中「公開」の右に「（以下「公文書の公開」という。）」を加え、同条第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第10号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち重要なもの」を削り、同条第11号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第12号中「情報公開・個人情報保護審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 地方自治法第242条第3項の規定による通知に関すること。

第4条第6号中「京都市情報公開条例による」を削り、同条第7号中「京都市個人情報保護条例による」及び「並びに個人情報の取扱いの是正」を削る。

第5条第6号中「京都市情報公開条例による」を削り、同条第7号中「京都市個人情報保護条例による」及び「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から平成32年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の京都市監査事務局長等専決規程第3条第15号の規定の適用については、同号中「地方自治法第242条第3項」とあるのは、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則第2条第3項」とする。

(監査事務局)